

年 金

第3分冊

確定拠出年金

2023年2月改訂

公益社団法人  
日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表わすものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

2022年度 テキスト部会（年金）

## 第3分冊 確定拠出年金

3.1	はじめに	1
3.1.1	目的	1
3.1.2	2つの型	2
3.2	企業型年金	3
3.2.1	企業型年金規約	3
3.2.1.1	企業型年金規約に記載しなければならない事項	3
3.2.1.2	企業型年金規約の承認に関する基準	5
3.2.2	運営管理業務の委託と資産管理契約の締結	7
3.2.2.1	運営管理業務の委託	7
3.2.2.2	資産管理契約の締結及び要件	7
3.2.3	企業型年金加入者	11
3.2.3.1	企業型年金加入者の資格取得時期及び資格喪失時期	11
3.2.3.2	同時に2つ以上の企業型年金の加入者となる場合の取り扱い	12
3.2.3.3	企業型年金加入者期間	12
3.2.4	企業型年金運用指図者	13
3.2.4.1	企業型年金運用指図者の資格取得及び資格喪失	13
3.2.4.2	企業型年金運用指図者期間	13
3.2.5	事業主等が運営管理機関に通知すべき事項	14
3.2.5.1	事業主による企業型年金加入者情報の通知	14
3.2.5.2	企業型年金加入者の申し出	15
3.2.6	企業型年金加入者原簿	16
3.2.7	掛金	17
3.2.7.1	事業主掛金	17
3.2.7.2	企業型年金加入者掛金	17
3.2.7.3	拠出限度額	17
3.2.7.4	事業主掛金の納付	20
3.2.8	企業型年金の終了	21
3.2.9	事業主の義務及び厚生労働大臣の権限等	22
3.2.10	企業年金等からの資産の移換	23
3.2.10.1	資産の移換を受ける対象とその要件	23

3.2.10.2	資産の移換の受け入れを行う日	24
3.2.10.3	企業型年金加入者期間の通算	24
3.2.11	確定給付企業年金が資産の全部又は一部を移換する場合の 取り扱い	26
3.2.11.1	積立金の移換	26
3.2.11.2	残余財産の移換	27
3.3	運用	29
3.3.1	事業主の責務	29
3.3.2	指図	29
3.3.3	運用方法の選定及び提示	31
3.3.3.1	運用方法	31
3.3.3.2	運用方法の選定と提示	31
3.3.3.3	運用商品	32
3.3.3.4	運用方法の除外及び運用の指図	32
3.3.4	運用方法に係る情報提供等	34
3.3.5	個人別管理資産額の通知	36
3.4	給付	37
3.4.1	一般事項	37
3.4.1.1	種類	37
3.4.1.2	裁定	37
3.4.1.3	給付額	37
3.4.1.4	支給期間	37
3.4.1.5	受給権の譲渡禁止等	37
3.4.2	老齢給付金	39
3.4.2.1	支給要件	39
3.4.2.2	75歳到達時の支給	40
3.4.2.3	支給方法	40
3.4.2.4	失権	40
3.4.2.5	給付の額の算定方法	40
3.4.3	障害給付金	43
3.4.3.1	支給要件	43
3.4.3.2	支給方法	43
3.4.3.3	失権	44

3.4.3.4	給付の額の算定方法	44
3.4.4	死亡一時金	47
3.4.4.1	支給要件	47
3.4.4.2	遺族の範囲及び順位	47
3.4.4.3	給付の額の算定方法	48
3.4.5	脱退一時金	49
3.4.5.1	支給要件	49
3.4.5.2	給付額	51
3.4.5.3	支給を受けた期間の取り扱い	51
3.5	事業主等の行為準則	52
3.5.1	事業主の行為準則	52
3.5.2	事業主の禁止行為	53
3.5.3	資産管理機関の行為準則	55
3.6	個人型年金	56
3.6.1	個人型年金の開始	56
3.6.1.1	個人型年金規約	56
3.6.1.2	運営管理業務の委託	59
3.6.2	個人型年金加入者等	61
3.6.2.1	個人型年金加入者	61
3.6.2.2	個人型年金運用指図者	62
3.6.2.3	確定拠出年金運営管理機関の指定等	63
3.6.3	掛金	64
3.6.3.1	個人型年金加入者掛金	64
3.6.3.2	個人型年金加入者掛金の納付	67
3.6.4	個人型年金の終了と企業型年金に係る規定の準用	69
3.6.4.1	個人型年金の終了	69
3.6.4.2	企業型年金に係る規定の準用	69
3.6.5	その他の事項	71
3.6.5.1	国民年金基金連合会の業務の特例	71
3.6.5.2	脱退一時金相当額等又は残余財産の移換	71
3.6.5.3	個人型年金規約策定委員会	72
3.6.5.4	個人型年金についての事業主の協力等	72
3.7	個人別管理資産の移換	73

3.7.1	個人別管理資産	73
3.7.2	企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換	73
3.7.3	個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換 .....	74
3.7.4	その他の者の個人別管理資産の移換	75
3.7.5	事業主への資産の返還	76
3.8	運営管理機関	78
3.8.1	運営管理機関とは	78
3.8.2	登録	79
3.8.3	運営管理機関の登録の拒否	80
3.8.4	業務	81
3.8.5	行為準則	82
3.8.6	監督	85
3.8.7	企業年金基金及び国民年金基金の業務の特例等	87

(法令等の原則的基準日：2022年3月末日)



## 3.1 はじめに

### 3.1.1 目的

確定拠出年金とは、拠出された掛金が個人ごとに区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付を行う年金制度である。

確定給付企業年金等の企業年金は、確定給付型であり、将来の給付額がまず決定されるという特徴を持っているが、その一方で、中小零細企業や自営業者に十分普及していないという問題や、離職や転職時における年金資産の移換が十分確保されず、雇用の流動化への対応が難しいというような問題点を含んでいる。これらの点を解消すべく、確定給付型の年金制度に加えて、新たな選択肢として確定拠出年金が導入されることになった。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度であり、国民の高齢期における所得の確保について自主的な努力を支援し、これによって公的年金の給付とともに国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として創設されたものである。



### 3.1.2 2つの型

確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金の2つの型が設けられている。

#### (1) 企業型年金

企業型年金とは、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して、確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度である。

企業型年金加入者は、企業型年金を実施する厚生年金保険の適用事業所の事業主等により掛金が拠出され、各企業型年金加入者がその個人別管理資産について運用の指図を行うことになる。

なお、事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（第一号等厚生年金被保険者が300人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した「簡易企業型年金」の設立が認められている。その特徴は次の通り。

- ① 設立時書類を簡素化（「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を省略）し、行政手続きを金融機関に委託可
- ② 運用商品数：2以上35以下
- ③ 掛金額：定額

#### (2) 個人型年金

個人型年金とは、国民年金基金連合会が、確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度である。

個人型年金加入者は、個人が自ら掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行うことになる。

## 3.2 企業型年金

### 3.2.1 企業型年金規約

厚生年金保険の適用事業所の事業主が、企業型年金を実施しようとする場合は、労使合意に基づき、企業型年金に係る企業型年金規約を作成し、その企業型年金規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ここで言う労使合意とは、適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合の同意を得て、また過半数で組織する労働組合がないときは第一号等厚生年金被保険者（会社員等の第一号厚生年金被保険者又は私立学校教職員共済の加入者である第四号厚生年金被保険者。ただし、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者で有ったものは除く。）の過半数を代表する者の同意を得るということである。なお、2つ以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとするときは、上記の同意は、それぞれの厚生年金適用事業所について得なければならない。

#### 3.2.1.1 企業型年金規約に記載しなければならない事項

企業型年金規約に掲げなければならない事項は以下の通りである。

- ① 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所
- ② 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所（以下、実施事業所）の名称及び所在地
- ③ 簡易企業年金を実施する場合は、その旨

- ④ 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合は、その行う業務
- ⑤ 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合には、その委託を受けた運営管理機関の名称及び住所ならびにその業務
- ⑥ 資産管理機関の名称及び住所
- ⑦ 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合には、その資格に関する事項
- ⑧ 事業主掛金の額の算定方法に関する事項
- ⑨ 企業型年金加入者が掛金を拠出できることを定める場合にあっては、企業型年金加入者掛金の額の決定、変更、その他拠出に関する事項
- ⑩ 企業型年金加入者掛金の拠出を認めない場合で当該企業型加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨（令和4年10月1日改正後は削除される）
- ⑪ 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項
- ⑫ 指定運用方法を提示する場合には、その提示に関する事項
- ⑬ 運用の方法を除外することとする場合には、除外に係る手続きに関する事項
- ⑭ 企業型年金の給付額及びその支給方法に関する事項
- ⑮ 企業型年金加入者が資格を喪失した日において、実施事業所に使用された期間が3年未満である場合、その者の個人別管理資産のうちその企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として事業主が拠出した事業主掛金（障害給付金の受給権者及び政令で定める要件に該当することに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者に係る分を除く）の全部又は一部をその事業

主掛金を拠出した事業主に返還することを定める場合は、その事業主に返還する資産の額（以下、返還資産額）の算定方法に関する事項

⑯ 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

⑰ その他の事項

- ・ 運営管理契約及び資産管理契約に関する事項
- ・ 掛金の納付に関する事項
- ・ 一般的な投資教育の内容及び方法
- ・ 他の制度からの資産の移換に関する事項
- ・ 企業型年金の事業年度に関する事項

### 3.2.1.2 企業型年金規約の承認に関する基準

企業型年金規約の承認の申請があった場合、厚生労働大臣は以下に定める一定の要件を満たす場合にその企業型年金規約を承認する。

- ① 前記の「企業型年金規約に記載しなければならない事項」に定める事項が掲げられていること
- ② 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となるための一定の資格を定めた場合、当該実施事業所において確定給付企業年金又は退職手当制度を実施しているときはその資格が特定の者について不当に差別的なものでないこと
- ③ 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること
- ④ 企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように

定められていること

- ⑤ 提示される運用方法の数又は種類について、法律で定める規定に反しないこと
- ⑥ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下、企業型年金加入者等）による運用の指図が、少なくとも3ヶ月に1回行うことができること
- ⑦ 企業型年金の給付額の算定方法が次の基準に合致していること
  - (a) 年金として支給されるものについては、個人別管理資産額及び支給予定期間（受給権者がその支給の請求を申し出た日の属する月から起算して5年以上20年以下の期間）を勘案して算定されるものであること
  - (b) 一時金については、支給を請求した日以後の企業型年金規約で定める日における個人別管理資産額を勘案して算定されるものであること
- ⑧ 企業型年金加入者が資格を喪失した日において、実施事業所に使用された期間が3年以上である場合又は企業型年金加入者がその企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合について、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること
- ⑨ その他政令で定める要件

### 3.2.2 運営管理業務の委託と資産管理契約の締結

#### 3.2.2.1 運営管理業務<sup>1</sup>の委託

企業型年金を実施する事業主は、運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託することが可能である。委託にあたっての留意すべき事項は以下の通りである。

- ① 委託する業務については、事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とすること
- ② 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち、運用の指図の取りまとめ及びその内容を資産管理機関又は国民年金基金連合会へ通知する業務と給付を受ける権利の裁定の業務については（当該企業型年金加入者等が個人型年金の個人別管理資産を有する場合における個人別管理資産に係るものを除く）、1つの運営管理機関において行うこと
- ③ 企業型年金加入者等に係る運用関連業務については、勧誘方針を定め、その勧誘方針を公表している運営管理機関に委託すること

運営管理機関は、委託を受けた運営管理業務の一部を、他の運営管理機関に再委託することができる。また、運営管理業務の全部又は一部を行う運営管理機関が倒産などにより欠ける場合には、事業主が自ら運営管理業務を行うか、それらを承継すべき運営管理機関を定めて委託しなければならない。

#### 3.2.2.2 資産管理契約の締結及び要件

事業主は、積立金について、以下のいずれかの契約を締結しなければならない。

---

<sup>1</sup> 3.8.1 参照

- ① 信託会社、信託業務を営む金融機関、存続厚生年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約
- ② 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
- ③ 農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約
- ④ 損害保険会社を相手方とする損害保険の契約

資産管理契約締結にあたっては、以下に掲げる資産管理契約の要件を満たしていなければならない。

(1) 信託契約についての資産管理契約の要件

- (ア) 企業型年金の給付に充てることを目的とする運用方法を特定する信託で、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を受益者とすること
- (イ) 信託会社、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金<sup>2</sup>（信託会社等）が記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいてその契約に係る信託財産を運用すること
- (ウ) 金銭の支払いは、その企業型年金の給付を支給する場合に限って行われること（ただし、その金銭の支払いを企業型年金の事務費に充当する場合を除く）
- (エ) 事業主が事業主掛金（及び企業型年金加入者掛金）を信託金として払い込むこと
- (オ) 企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額がある場合を除き、信託財産は事業主に返還しないこと
- (カ) 事業主が信託契約を解除したとき、信託会社等が受託者であることを辞任したときなどは、信託会社等が、その信託契約に係る信託財産について清算し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、速やかに事業主及び記録関連運営管理機関に報

---

<sup>2</sup> 存続厚生年金基金を含む。

告すること

- (キ) 信託契約が解除されたときは、その契約に係る信託財産を事業主が定めた資産管理機関に移換すること
- (2) 生命保険、生命共済及び損害保険の契約についての資産管理契約の要件
- (ア) 企業型年金の給付に充てることを目的とする契約であって、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を被保険者又は被共済者とする事
  - (イ) 生命保険会社、農業協同組合連合会又は損害保険会社が記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいてその契約に係る払込保険料又は払込共済掛金に係る資産（払込保険料等資産）を運用すること
  - (ウ) 保険金、共済金、返戻金その他の企業型年金加入者等に対する金銭の支払いは、企業型年金の給付を支給する場合に限って行われること
  - (エ) 事業主が事業主掛金（及び企業型年金加入者掛金）を保険料又は共済掛金として払い込むこと
  - (オ) 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額がある場合を除き、払込保険料等資産は、事業主に返還しないこと
  - (カ) 配当金、分配金、割戻金、返戻金その他の金銭は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の個人別管理資産に充てられること
  - (キ) 契約の解除は将来に向かってのみその効力を生ずること
  - (ク) 契約が解除されたときは、その契約に係る払込保険料等資産を事業主が定めた資産管理機関に移換すること



なお、事業主は、資産管理機関が倒産等により欠けることとなった場合には、別に資産管理契約の相手方となるべき資産管理機関を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

### 3.2.3 企業型年金加入者

企業型年金の加入対象者は、企業型年金を実施する企業に使用される第一号等厚生年金被保険者に限られる。

#### 3.2.3.1 企業型年金加入者の資格取得時期及び資格喪失時期

##### (1) 企業型年金加入者の資格取得時期

以下のいずれかに該当するに至った日に企業型年金加入者の資格を取得することになる。

- ① 実施事業所に使用されるに至ったとき
- ② 使用される事業所もしくは事務所等が実施事業所となったとき
- ③ 実施事業所に使用される者が、第一号等厚生年金被保険者となったとき
- ④ 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき

##### (2) 企業型年金加入者の資格喪失時期

以下のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに上記(1)の①から④のいずれかに該当するに至ったとき、⑤に該当するに至ったとき（企業型年金規約に一定の年齢に達したときに企業型年金加入者がその資格を喪失することを定めている場合であって、当該者が当該年齢に達したときに限る）又は⑥に該当するに至ったときは、その日）に、企業型年金加入者の資格を喪失することになる。

- ① 死亡したとき
- ② 実施事業所に使用されなくなったとき
- ③ その使用される事業所等が実施事業所でなくなったとき
- ④ 第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき

⑤ 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき

⑥ 企業型年金の老齢給付金の受給資格を有する者となったとき

なお、いわゆる同月得喪（資格を取得した月にその資格を喪失）の場合は、企業型年金加入者ではなかったものとみなされる。

### 3.2.3.2 同時に2つ以上の企業型年金の加入者となる場合の取り扱い

同時に2つ以上の企業型年金の加入者となる場合、その者が選択する1つの企業型年金加入者とする。この選択は、2つ以上の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して10日以内に行わなければならない。この選択を行わない場合は、事業主掛金が異なる場合には、最も高い企業型年金とし、事業主掛金が等しい場合には、先に企業型年金加入者の資格を取得した企業型年金とすることになる。

### 3.2.3.3 企業型年金加入者期間

企業型年金加入者である期間の計算は月単位で行い、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを企業型年金加入者期間とする。企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合、その企業型年金における前後の企業型年金加入者期間を通算する。

### 3.2.4 企業型年金運用指図者

#### 3.2.4.1 企業型年金運用指図者の資格取得及び資格喪失

##### (1) 企業型年金運用指図者の資格取得

次のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

- ① 60歳以上の企業型年金加入者であって、企業型年金加入者の資格を喪失した者（死亡または使用される事業所等が実施事業所でなくなったことを事由とする場合を除き、当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る）
- ② 企業型年金加入者であった者で、その企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有する者

##### (2) 企業型年金運用指図者の資格喪失

次のいずれかに該当するに至った日の翌日（③に該当するに至ったときはその日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

- ① 死亡したとき
- ② 企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき
- ③ 企業型年金の企業型年金加入者となったとき

#### 3.2.4.2 企業型年金運用指図者期間

企業型年金運用指図者期間の計算は、企業型年金加入者期間の計算方法に準ずる。

### 3.2.5 事業主等が運営管理機関に通知すべき事項

#### 3.2.5.1 事業主による企業型年金加入者情報の通知

事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、事業主が記録関連業務のすべてを行う場合を除き、企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を、速やかに記録関連業務を行う運営管理機関（記録関連運営管理機関）に通知しなければならない。

- ① 企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日
- ② 実施事業所において確定給付企業年金<sup>3</sup>を実施している場合、その制度の内容及び実施年月日
- ③ 企業型年金加入者が以下のいずれか<sup>4</sup>に該当する場合は、その旨及びその資格を取得した年月日
  - (a) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員
  - (b) 確定給付企業年金の加入者
  - (c) 私立学校教職員共済制度の加入者
  - (d) 中小企業退職金共済契約等の被共済者
  - (e) 特定退職金共済契約の被共済者
  - (f) 社会福祉施設職員等退職手当共済法に規定する被共済職員
  - (g) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者
  - (h) 実施事業所における退職手当制度が適用される者

---

<sup>3</sup> 存続厚生年金基金を含む。

<sup>4</sup> 存続厚生年金基金の加入員を含む。

### 3.2.5.2 企業型年金加入者の申し出

企業型年金加入者は、以下に掲げる事項を記録関連運営管理機関又は記録関連業務を行う事業主（記録関連運営管理機関等）に申し出なければならない。

- ① 企業型年金加入者が小規模企業共済法に規定する共済契約者であるときは、企業型年金加入者の資格を取得した日から 14 日以内に、その旨及び小規模企業共済契約者となった年月日
- ② 企業型年金加入者が新たに小規模企業共済契約者となったときは、小規模企業共済契約者となった日から 14 日以内に、その旨及び小規模企業共済契約者となった年月日
- ③ 企業型年金加入者（小規模企業共済契約者であって 41 歳以上である者に限る）が小規模企業共済法に規定する共済金又は解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から 14 日以内に、その旨及び次の事項
  - (a) 支給を受けた年月日
  - (b) 退職所得控除額
  - (c) 勤続期間

### 3.2.6 企業型年金加入者原簿

記録関連運営管理機関は、企業型年金加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他の事項を記録し、保存しなければならない。また、企業型年金加入者及び企業型年金加入者であった者は、記録関連運営管理機関等に対して、原簿の閲覧を請求し、記録された事項について照会することができる。

### 3.2.7 掛金

#### 3.2.7.1 事業主掛金

事業主は、政令に定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出する。事業主掛金の額は、企業型年金規約で定められた方法により算定した額とする。

「政令に定めるところにより」とは具体的には、加入者期間の計算の基礎となる期間について、12月から翌11月まで（この間に加入者資格を取得した場合は取得月から起算し、加入者資格を喪失した場合は喪失月の前月までとする）を企業型掛金拠出単位期間として拠出する。また、企業型掛金拠出単位期間を各月や半年毎等に区分した拠出区分期間毎に拠出することもできる（後述の企業型年金加入者掛金についても同様）。

#### 3.2.7.2 企業型年金加入者掛金

企業型年金加入者は、政令に定める基準に従い企業型年金規約で定められた方法により、年1回以上、定期的に掛金を拠出することができる。企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、加入者自身が決定又は変更する。企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金と合算した額が拠出限度額を超過しない額で、かつ事業主掛金を上回らない額とされている。

#### 3.2.7.3 拠出限度額

各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額を超えてはならないものとされている。拠出限度額とは、1年間に拠出することができる事業主掛金の上限として、確定給付型の年金制度（確定給付企業年



金<sup>5</sup>、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金)の加入有無等を勘案して定められた額をいう。以下、確定給付型の年金制度の加入者を「他制度加入者」という。

(令和4年9月まで)

個人型年金に同時に加入できない企業型年金の加入者であって、他制度加入者以外の拠出限度額は月額55,000円(年額660,000円)で、他制度加入者の拠出限度額は月額27,500円(年額330,000円)となっている。一方、個人型年金に同時に加入できる企業型年金の加入者であって、他制度加入者以外の拠出限度額は月額35,000円(年額420,000円)で、他制度加入者の拠出限度額は月額15,500円(年額186,000円)となっている。

拠出限度額は企業型掛金拠出単位期間(拠出区分期間)について各月の末日における月額の拠出限度額を積み上げた額となり、拠出区分期間ごとの拠出限度額に使い残しがある場合、企業型掛金拠出単位期間内であれば繰り越すことができる。

(令和4年10月以降令和6年11月まで)

令和4年10月より、以下のいずれにも該当しない企業型年金の加入者(以下、個人型年金同時加入可能者という。)であれば個人型年金に加入できるようになった。ただし、加入者が個人型年金加入と企業型年金加入者掛金拠出の両方を行うことはできない。

- ・企業型年金規約において、企業型掛金拠出単位期間を各月ごとの拠出区分期間に区分する以外の方法で事業主掛金を拠出する旨定めている

---

<sup>5</sup> 存続厚生年金基金を含む。

### 企業型年金の加入者

- ・企業型年金規約において、事業主掛金が各月の企業型年金の拠出限度額を超過して拠出する旨定めている企業型年金の加入者

企業型年金の加入者に係る各月の拠出限度額は、他制度加入者以外は 55,000 円、他制度加入者は 27,500 円である。

なお、個人型年金同時加入可能者である期間については、拠出限度額は各月単位の管理となる。それ以外の期間については、拠出限度額は企業型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）について各月の末日における月額拠出限度額を積み上げた額となり、拠出区分期間ごとの拠出限度額に使い残しがある場合、企業型掛金拠出単位期間内であれば繰り越すことができる（令和 6 年 12 月以降も同様）。

（令和 6 年 12 月以降）

令和 6 年 11 月までは、他制度加入者の企業型年金の拠出限度額は、他制度加入者以外の拠出限度額の一律半分となっていた。令和 6 年 12 月からは、確定給付型の年金制度の掛金水準に相当する他制度掛金相当額を用いて拠出限度額が設定される。企業型年金の加入者に係る各月の拠出限度額は、他制度加入者以外は 55,000 円、他制度加入者は 55,000 円－他制度掛金相当額（下限：0 円）である。

（令和 6 年 12 月 1 日法改正に伴う経過措置）

令和 6 年 12 月 1 日時点において実施されている企業型年金の企業型年金加入者に係る拠出限度額は、55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額が 27,500 円を下回る場合には 27,500 円とする。ただし、以下のいずれかに該当した場合には、経過措置の適用を終了する。

- (a) 令和6年12月1日以後を適用日として企業型年金規約のうち事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項を変更した場合
- (b) 令和6年12月1日以後を適用日として確定給付企業年金規約のうち給付設計を変更することによって財政再計算を行った場合
- (c) 令和6年12月1日以後に確定給付企業年金等の他制度を実施または終了した場合

#### 3.2.7.4 事業主掛金の納付

事業主は、企業型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）毎の事業主掛金ならびに企業型年金加入者掛金（以下、掛金）を原則、企業型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）の最終月の翌月の初日から翌月末日までの日（納付期限日）までに資産管理機関に納付しなければならない。事業主は、掛金を納付する場合、資産管理機関に納付する日までに各企業型年金加入者に係る掛金の額を運営管理機関（記録関連運営管理機関）に通知しなければならない。（その事業主が記録関連業務の全部を行う場合を除く）

### 3.2.8 企業型年金の終了

企業型年金は、次のいずれかに該当するに至った場合に終了することになる。

- ① 事業主が、企業型年金の終了について、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織される労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けたとき
- ② 事業主（共同して実施している場合は実施している事業主の全部）が、次のいずれかに該当するに至って、企業型年金の企業型年金規約の承認の効力が失われたとき
  - (a) 事業主が死亡したとき
  - (b) 法人が合併により消滅したとき
  - (c) 法人が破産により解散したとき
  - (d) 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき
  - (e) 厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき
- ③ 事業主が厚生労働大臣の命令に違反し、企業型年金規約の承認が取り消されたとき

終了した企業型年金の企業型年金規約は、終了した日に移換の済んでいない個人別管理資産がある場合には、その個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換されるまでの間、その目的の範囲内で効力を有する。

### 3.2.9 事業主の義務及び厚生労働大臣の権限等

- ① 事業主が運営管理業務を行う場合は、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、保存する義務がある。
- ② 事業主は、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出する義務がある。
- ③ 厚生労働大臣は、事業主に対して報告を徴収する権限を持つ。
- ④ 厚生労働大臣は、事業主に対して監督する権限を持つ。
- ⑤ 企業年金基金<sup>6</sup>は、資産管理契約に係る業務を行うことができる。その場合、資産管理契約に係る業務の経理は、その他の経理と区分して整理しなければならない。

---

<sup>6</sup> 存続厚生年金基金を含む。

### 3.2.10 企業年金等からの資産の移換

企業型年金の資産管理機関は、その企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金<sup>7</sup>、中小企業退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部について、その企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるため、資産の移換を受けることができる。

#### 3.2.10.1 資産の移換を受ける対象とその要件<sup>8</sup>

- ① 実施事業所の事業主の設立に係る確定給付企業年金の積立金
- ② 実施事業所の事業主の設立に係る確定給付企業年金が終了した場合におけるその確定給付企業年金の残余財産
- ③ 中小企業退職金共済契約が解除された場合における解約手当金に相当する額
- ④ 退職給与規程を改正又は廃止した場合における、その退職給与規程の変更前後の自己都合退職の場合の要支給額の差額に相当する金額の範囲内の資産（確定給付企業年金<sup>9</sup>の給付が退職給与規程においても規定されている場合であって、同時に上記の①及び②のいずれかの資産を移換する場合には、その資産に相当する額を除く。）

なお、①及び②については、企業型年金へ移換する部分に積立不足がないこと等、確定給付企業年金法の要件を満たすこと及び本人負担分の移換について加入者が同意しない場合は本人負担分を含めないことが要件となる。また、③については、中小企業退職金共済法に定める解除に関する要件を満たした場合に限り認められ、さらに、④については、資

---

<sup>7</sup> 存続厚生年金基金を含む。

<sup>8</sup> 以下の要件には、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の一部および解散存続厚生年金基金の残余財産の移換を含む。

<sup>9</sup> 存続厚生年金基金を含む。

産は、退職給与規程の改正又は廃止が行われた日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して移換すること（資産の移換が終了する日までに加入者の資格を喪失することとなる者に係る移換資産のうちまだ移換されていないものは一括移換すること）

### 3.2.10.2資産の移換の受け入れを行う日

前記の資産移換を受ける対象とその要件における①から④の場合、それぞれ次に掲げる日において行う。

- ① 資産の移換に伴い確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々の末日以前の企業型年金規約に定める日
- ② 確定給付企業年金の清算が終了した日
- ③ 中小企業退職金共済契約の解約手当金に相当する額の引渡しに関する申し出を行った日の属する月の翌々の末日以前の企業型年金規約に定める日
- ④ 各年度の資産の移換の受け入れを行う日として企業型年金規約で定める日（資産の移換が終了する日までに企業型年金加入者の資格を喪失した者に係る移換資産のうちまだ移換されていないものは、その資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日）

### 3.2.10.3企業型年金加入者期間の通算

資産管理機関が資産の移換を受けた場合、それぞれ次に掲げる資産の移換の対象となった期間をその移換に係る各加入者の通算加入者等期間に算入する。既に通算加入者等期間に算入済みの期間がある場合、及び複数の企業年金等の制度に適用されている期間がある場合は、重複しないように算入するものとする。

3.2.10.1 資産の移換を受ける対象とその要件における①から④の場合、それぞれ次の通りとする。

- ① 確定給付企業年金の加入者であった期間
- ② 確定給付企業年金の加入者であった期間
- ③ 中小企業退職金共済法に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間
- ④ 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間



### 3.2.11 確定給付企業年金が資産の全部又は一部を移換する場合の取り扱い

確定給付企業年金が資産の全部又は一部を企業型年金へ移換する場合の確定給付企業年金に係る取扱いについては、以下の取扱いとなる。

#### 3.2.11.1 積立金の移換

確定給付企業年金が、存続しつつ積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合には、確定給付企業年金の給付水準の引き下げを伴うため、その引き下げに必要な手続きを行った上で、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 積立金の全部又は一部の移換を行う旨が確定給付企業年金規約に定められていること
- ② 企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び積立金の移換に係る加入者（以下、移換加入者）となるべき者の1/2以上の同意ならびに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の1/2以上の同意を得ていること（但し全ての加入者が移換加入者以外の実施事業所で、かつ、確定給付企業年金の掛金が増加しない場合についてはこの同意は不要）
- ③ 加入者の年金給付又は一時金たる給付の額を減額することによりその加入者の個人別管理資産に充てること
- ④ 移換加入者となるべき者の範囲が確定給付企業年金規約に定められていること
- ⑤ 移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について差別的でなく、かつ加入者が任意に選択できるものでないこと
- ⑥ 移換加入者の個人別管理資産に充てることができる額は、年金給付又は一時金たる給付の額の減額前後の最低積立基準額の差額

(以下、移換相当額) であること

- ⑦ 移換加入者となるべき者のうち、資産の移換に代えて移換相当額の支払いを希望する者に対して移換相当額の支払いを行う旨を規約で定める場合には、その移換相当額を一時に支払うものであること
- ⑧ 規約変更日前日における積立金のうち、「移換加入者に係る分として算出した額(注1)」が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るとき、事業主はその下回る額を掛金として一括拋出しなければならない。

(注1) 「移換加入者に係る分として算出した額」とは、積立金を通常予測給付現価、数理債務、数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価、最低積立基準額のいずれかの比率で按分した額

### 3.2.11.2 残余財産の移換

確定給付企業年金を終了して、その残余財産の全部又は一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合には、確定給付企業年金の終了に必要な手続きを経た上で、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 残余財産の全部又は一部の移換を行う旨が確定給付企業年金規約に定められていること
- ② 残余財産のうち、終了制度加入者等に分配されるべき額を個人別管理資産に充てるものであること
- ③ 移換に係る終了制度加入者等の範囲および個人別管理資産に充てる額の算定方法が確定給付企業年金規約に定められていること
- ④ 終了した日における積立金の額が、同日を計算の基準日として計

算した最低積立基準額を下回らない額であること

## 3.3 運用

### 3.3.1 事業主の責務

事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならないと定められている。

また、事業主は、上述の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとされている。なお、事業主は企業年金連合会に投資教育を委託することができる。

### 3.3.2 指図

企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者は、それぞれの有する年金資産の運用の指図を行う。企業型年金加入者等は、運営管理機関により提示された運用方法から1つ又は2つ以上の方法を選択するとともに、それぞれの運用方法に充てる額を決めて、運営管理機関に指図を行う。運営管理機関は、各企業型年金加入者等からの運用指図を取りまとめた上で、資産管理機関にそれぞれ通知する。企業型年金の場合の運用指図については、従業員の意思に反して事業主が一括して運用指図を行うことは認められていない。ただし、個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避するために、指定運用方法を運用の指図が行われるまでの間の運用方法として企業型年金加入者等に提示することができる。指定運用方法は長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。なお、指定運用方法が個人別管理資産の運用に適用されるまでの流れは以下のとおりである。

① 加入者資格取得後最初の掛金納付日（資格取得後に指定運用方法が提示された場合は提示後最初の掛金納付日）から起算して特定期間（3月以上で企業型年金規約で定める期間）を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、当該掛金納付日及び指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知する。

② ①により通知を受けた企業型年金加入者が、特定期間を経過した日から起算して猶予期間（2週間以上で企業型年金規約で定める期間）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は指定運用方法による運用の指図を行ったものとみなす。

### 3.3.3 運用方法の選定及び提示

#### 3.3.3.1 運用方法

運用方法は、以下に掲げる①から⑥のように、時価評価が可能で、流動性に富んでいることなどの要件を満たすものとされている。したがって、動産、不動産、金融先物、商品先物等は運用商品としては認められていない。

- ① 銀行その他の金融機関を相手方とする預金又は貯金の預け入れ
- ② 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
- ③ 有価証券（公社債、株式、投資信託）の売買
- ④ 生命保険会社、農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込
- ⑤ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込
- ⑥ 投資者の保護が図られているなど、政令で定める要件に適合する契約の締結

#### 3.3.3.2 運用方法の選定と提示

運営管理機関は、運用方法（運用商品）について、3本以上（簡易企業型年金においては2本以上）35本以下で選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないこと等の基準に従って行われなければならない。また、資産運用に関する専門的な知見に基づいて行われなければならない。具体的な選定・提示方法は以下の通り。

- ① 選定した運用商品が、3本以上（簡易企業型年金においては2本以上）のリスク・リターン特性の異なるものであること

- ② 個別社債、個別株式を選定するときは、それらとは別に 3 本以上（簡易企業型年金においては 2 本以上）選定すること
- ③ 元本確保型商品を選定するときは、それらとは別に 2 本以上（簡易企業型年金においては 1 本以上）選定すること
- ④ 運用商品を提示する際には、その運用商品を選定した理由を企業型年金加入者等に示すこと

### 3.3.3.3 運用商品

運用商品の対象となるものは以下のとおり

- ① 預貯金
- ② 金銭信託（元本補填契約のあるもの）、金銭信託（元本補填契約のないもの）
- ③ 国債、地方債、政府保証債、農林債券、貸付信託（元本補填契約のあるもの）、金融債、公共法人債、貸付信託（元本補填契約のないもの）、投資信託、投資法人の投資証券・投資債権、外国の公共債、社債券、優先出資証券、株券、証券投資信託等
- ④ 利率保証型積立生命保険、積立傷害保険（損保）、定期年金保険（簡保）、変額保険

### 3.3.3.4 運用方法の除外及び運用の指図

運営管理機関は、提示した運用方法からいずれかの運用方法を除外しようとする場合は、企業型年金規約で定めるところにより、その除外しようとする運用方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下、「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得た上で行わなければならない。なお、企業型年金規約に定めるところにより、除外運用方法指図者に同意を得るための通知をした日から 3 週間以上で企業型年金規約で定める

期間を経過してもなお同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる。

また、運用商品の指図は、少なくとも 3 月に 1 回行い得るものでなければならない。



### 3.3.4 運用方法に係る情報提供等

運営管理機関は、運用方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性、その他企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報を、その企業型年金加入者等に提供しなければならないことになっている。具体的には以下に掲げるとおり。

- ① 運用方法の内容
  - (a) 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項
  - (b) 資金の拠出の単位、及び上限額がある場合にはその内容
  - (c) 利子、配当その他利益の分配方法
- ② 提示した運用方法に関する過去10年間の利益又は損失の実績
- ③ 運用方法の持分の計算方法
- ④ 企業型年金加入者等が運用方法を選択又は変更した場合に必要なとなる手数料その他の費用の内容及びその負担方法に関する情報
- ⑤ 運用方法の区分に応じた情報
  - (a) 預貯金の預入、金融債の売買、金銭信託の預入等について、預金保険制度等の対象となっているかどうかについての情報（対象となっている場合には保護の内容）
  - (b) 生命保険又は損害保険への保険料の払込等について、保険契約者保護機構による保護の対象となっているかどうかについての情報（対象となっている場合には保護の内容）
- ⑥ 金融サービスの提供に関する法律に規定する重要事項に関する情報

また、事業主は企業型年金加入者に対して資産の運用に関する基礎的な資料の提供、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。さらにこの措置を講ずるにあたっては継続的に実施することに配慮

するものとされている（継続投資教育の努力義務化については前述の通り）。

なお、運営管理機関は、上記の提供すべき情報の提供をしなかった場合、これによって生じた企業型年金加入者等の損害について損害賠償責任を負うことになっている。そのため、運営管理機関との契約においては、この損害賠償責任についての内容を含まなければならないことになっている。

### 3.3.5 個人別管理資産額の通知

運営管理機関は、毎年少なくとも1回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等とその企業型年金加入者等に通知しなければならないことになっている。なお、個人別管理資産額とは、その計算の基準となる日における次の①と②の合計額をいう。

- ① 各企業型年金加入者等の運用方法ごとの持分に相当する額の合計額（手数料その他、その個人別管理資産から負担すべき費用がある場合はそれらの額を控除した額）
- ② 以下の金銭の合計額
  - (a) 資産管理機関に納付された事業主掛金（及び企業型年金加入者掛金）で運用の指図が行われる前の額
  - (b) 各企業型年金加入者等の個人別管理資産に係る運用方法ごとの金銭の額
    - ・ 預金又は貯金（利子を含む）の払い出しに係る金銭の額
    - ・ 信託財産の交付にかかる金銭（収益の分配を含む）の額
    - ・ 有価証券の譲渡又は償還に係る金銭の額
    - ・ 生命保険、簡易生命保険、生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他その企業型年金加入者等に帰属する金銭の額

## 3.4 給付

### 3.4.1 一般事項

#### 3.4.1.1 種類

給付の種類は以下の通り。

- ① 老齢給付金
- ② 障害給付金
- ③ 死亡一時金
- ④ 脱退一時金（当分の間、支給が認められる給付）

#### 3.4.1.2 裁定

給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、運営管理機関が裁定する。運営管理機関は、裁定したときは遅滞なく、その内容を資産管理機関に対して通知しなければならない。

#### 3.4.1.3 給付額

給付の額は、企業型年金規約で定めるところにより算定した額となる。

#### 3.4.1.4 支給期間

給付のうち年金として支給されるもの（以下、「年金給付」）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わる。年金給付の支払期月は、企業型年金規約で定めるところによる。

#### 3.4.1.5 受給権の譲渡禁止等

- ① 給付を受ける権利は、譲渡、担保、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処

分（その例による処分を含む）により差し押さえる場合はこの限りではない。

- ② 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

## 3.4.2 老齢給付金

### 3.4.2.1 支給要件

(1) 企業型年金加入者であった者であり、以下に掲げる者（障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の加入者は除く）が、それぞれ次に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。ただし、60歳以上75歳未満の者は通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日（企業型年金加入者となった日が60歳に達した日前である場合は60歳に達した日）から起算して5年を経過した日から運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

(ア) 60歳以上61歳未満の者	: 10年
(イ) 61歳以上62歳未満の者	: 8年
(ウ) 62歳以上63歳未満の者	: 6年
(エ) 63歳以上64歳未満の者	: 4年
(オ) 64歳以上65歳未満の者	: 2年
(カ) 65歳以上の者	: 1月

(2) (1)の通算加入者等期間とは、(1)に規定する者の次に掲げる期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る）を合算した期間をいう。

- (ア) 企業型年金加入者期間
- (イ) 企業型年金運用指図者期間
- (ウ) 個人型年金加入者期間
- (エ) 個人型年金運用指図者期間

なお、通算加入者等期間を計算する場合に、同一の月が同時に上記 2

つ以上の期間となるときは、その月は 1 つの期間についてのみ計算の基礎とする。

#### 3.4.2.2 75 歳到達時の支給

企業型年金加入者であった者が老齢給付金の支給を請求することなく 75 歳に達したときは、資産管理機関は、その者に運営管理機関の裁定に基づいて老齢給付金を支給する。

#### 3.4.2.3 支給方法

老齢給付金は、年金として支給するほか、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、一時金として支給することができる。

なお、後述の脱退一時金や高度障害の場合を除き、60 歳到達前の退職時の支給は認められていない。これは、確定拠出年金制度は、老後の所得の確保のために導入されたものであり、若年での給付を認めると、貯蓄との区別が不明確となる等の理由によるものである。

#### 3.4.2.4 失権

老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合には消滅する。

- ① 受給権者が死亡したとき
- ② 障害給付金の受給権者となったとき
- ③ 個人別管理資産がなくなったとき

#### 3.4.2.5 給付の額の算定方法

- (1) 年金

- (ア) 給付額の算定方法は、請求日（支給を請求した日）において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること
- (イ) 給付の額は、請求日の属する月の前月末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて算定されること
- (ウ) 給付の額（(オ)及び(ク)の額を除く）は、請求日の属する月又は(カ)の申出をした日の属する月の前月末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、しかも20分の1に相当する額を下回らないこと（請求日に、個人別管理資産について、終身年金を支給することを約した保険又は共済の契約の保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っている給付の額を除く。（エ）に同じ）
- (エ) 支給予定期間は、受給権者が請求日に企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して3ヶ月以内の月に限る）から起算して5年以上20年以下であること
- (オ) 支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後に支給を一時金で受けることを申し出ることができる旨が企業型年金規約で定められている場合には、受給権者がその申出をしたときは、その額は、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、申し出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額となること
- (カ) 個人別管理資産額が過少となったために支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合には、受給権者がその給付の額を減らして支給予定期間にわたって受けることを申し出ることができる旨が企業型年金規約で定められている場合には、受



給権者がその申出をしたときは、その額の算定方法は、(ア)の規定にかかわらず、1回に限って変更できること

(キ) (カ)の申出をした場合は、給付の額は、(イ)の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月の前月末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて算定され、(イ)の規定に基づいて算定した額をその申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更すること

(ク) 支給予定期間の最後の月の末日に個人別管理資産がある場合は、その月の翌月以後に支給する額は、その最後の月の末日における個人別管理資産額となること

## (2) 一時金

(ア) 給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に限る）における個人別管理資産額（老齢給付金の一部を一時金とする場合には、個人別管理資産額に基づいて算定される額）であること

(イ) 老齢給付金の一部を一時金とする場合には、その支給の請求は1回に限るものとし、しかもその額は、請求日に、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること

### 3.4.3 障害給付金

#### 3.4.3.1 支給要件

企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、障害認定日(注1)から75歳に達する日の前日までの期間において、高度障害(注2)の状態に該当するに至ったときは、その期間内に運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。また、傷病により障害の状態にある企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、新たな傷病(基準傷病)により障害の状態になり、基準傷病に係る障害認定日から75歳に達する日の前日までの間において、基準傷病による障害と他の障害とを併合して初めて高度障害(注2)の状態に該当するに至ったときは、その期間内に運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる(基準傷病の初診日が基準傷病以外の傷病の初診日以降であるときに限る)。

(注1) 障害認定日とは、国民年金法による障害認定日と同様に、病気又はけがによって初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(初診日)から起算して1年6ヶ月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合はその日)をいう。

(注2) 高度障害とは、国民年金法で規定する障害等級1級・2級の障害の状態(国民年金法施行令別表)をいう。

#### 3.4.3.2 支給方法

障害給付金は、年金として支給するほか、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、一時金として支給することができる。

### 3.4.3.3 失権

障害給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合には消滅する。

- ① 受給権者が死亡したとき
- ② 個人別管理資産がなくなったとき

### 3.4.3.4 給付の額の算定方法

#### (1) 年金

- (ア) 給付の額の算定方法は、請求日に、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであり、しかも企業型年金規約により、一定の期間（5年以上の期間に限る）ごとに、受給権者の申出により変更できること
- (イ) 給付の額は、請求日の属する月の前月末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて算定されること
- (ウ) 給付額（(オ)及び(ク)の額を除く）は、請求日の属する月又は(カ)の申出をした日の属する月の前日末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、しかも20分の1に相当する額を下回らないこと（請求日に、個人別管理資産について、終身年金を支給することを約した保険又は共済の契約の保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っている給付の額を除く。(エ)に同じ）
- (エ) 支給予定期間は、受給権者が請求日に企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して3ヶ月以内の月に限る）から起算して5年以上20年（受給権者がその受給権を取得した

月において60歳未満である場合には、20年にその受給権を取得した日の属する月の翌月から受給権者が60歳に到達する月までの期間を加えた期間)以下であること

- (オ) 支給を開始した日の属する月から起算して5年を経過した日以後に支給を一時金で受取することを申し出ることができる旨が企業型年金規約で定められている場合には、受給権者がその申出をしたときは、その額は、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額となること
- (カ) 個人別管理資産額が過少となったために支給予定期間にわたって受けることが困難となった場合には、受給権者がその給付の額を減らして支給予定期間にわたって受けることを申し出ることができる旨が企業型年金規約で定められている場合には、受給権者がその申出をしたときは、その額の算定方法は、(ア)の規定にかかわらず変更できること
- (キ) (カ)の申出をした場合には、給付の額は、(イ)の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月の前月末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて算定され、(イ)の規定に基づいて算定した額をその申出をした月の翌月以後の給付について変更すること
- (ク) 支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合には、その月の翌月以後に支給する額は、その最後の月の末日における個人別管理資産額であること

## (2) 一時金

- (ア) 給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日(請求日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に限る)における個

人別管理資産額（障害給付金の一部を一時金とする場合には、その個人別管理資産額に基づいて算定される額）であること

- (イ) 障害給付金の一部を一時金とする場合には、その支給の請求は1回に限るものとし、しかもその額は、請求日に、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること

### 3.4.4 死亡一時金

#### 3.4.4.1 支給要件

死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であったものが死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が運営管理機関の裁定に基づいて、支給する。

#### 3.4.4.2 遺族の範囲及び順位

死亡一時金を受け取ることができる遺族は、次に掲げる者とされている。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受け取る者を指定してその旨を運営管理機関に対して表示したときは、その表示された者に対して支給するものとなる。

① 配偶者

② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

③ ②に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた家族

④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって②に該当しないもの

なお、死亡一時金を受け取ることができる遺族の順位は上記の①から④の順となる。また、死亡一時金を受け取ることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金はその人数によって等分して支給することになる。

死亡一時金を受け取ることができる遺族がいないとき、又は死亡後5年間死亡一時金の裁定の請求がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は死亡した者の相続財産とみなされる。

#### 3.4.4.3 給付の額の算定方法

給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に限る）における個人別管理資産額であること

### 3.4.5 脱退一時金

#### 3.4.5.1 支給要件

当分の間、次に該当する者は、脱退一時金の支給を請求することができる。

- ① 次のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の運営管理機関に請求
  - (ア) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと
  - (イ) 個人別管理資産額が1万5千円以下であること
  - (ウ) 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと
- ② 個人別管理資産額が1万5千円を超える企業型年金加入者であった者について、次のいずれにも該当する場合は、当該企業型年金の運営管理機関に請求
  - (ア) 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと
  - (イ) 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと
  - (ウ) 60歳未満であること
  - (エ) 個人型年金に加入できない者であること
  - (オ) 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上65歳未満）でないこと
  - (カ) 障害給付金の受給権者でないこと
  - (キ) 通算拠出期間（企業型年金加入者期間（確定給付企業年金制度、退職手当制度及び企業年金連合会からの資産等の移換がある



者は当該制度に関して通算加入者期間の対象となる期間を含む)と個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者に限り、脱退一時金相当額等の移換がある者は通算加入者期間の対象となる期間を含む)を合算した期間)が1月以上5年以下であること、又は個人別管理資産額が25万円以下であること

③ 次のいずれにも該当する者は、個人型記録関連運営機関(個人型年金運用指図者)、または、連合会(個人型年金運用指図者以外)に請求

(ア) 60歳未満であること

(イ) 企業型年金加入者でないこと

(ロ) 個人型年金に加入できない者であること

(エ) 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上65歳未満)でないこと

(オ) 障害給付金の受給権者でないこと

(カ) 通算拠出期間(企業型年金加入者期間(確定給付企業年金制度、退職手当制度及び企業年金連合会からの資産等の移換がある者は当該制度に関して通算加入者期間の対象となる期間を含む)と個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者に限り、脱退一時金相当額等の移換がある者は通算加入者期間の対象となる期間を含む)を合算した期間)が1月以上5年以下であること、又は個人別管理資産額が25万円以下であること

(キ) 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

### 3.4.5.2 給付額

脱退一時金の額は、脱退一時金の請求をした日以後の企業型年金規約  
或いは個人型年金規約で定める日（その請求をした日から起算して3ヶ  
月を経過する日までの間）の個人別管理資産額となる。

### 3.4.5.3 支給を受けた期間の取り扱い

脱退一時金の支給を受けた場合は、その支給を受けた月の前月までの  
企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間ならびに個人型年  
金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者期間には算  
入されない。

## 3.5 事業主等の行為準則

### 3.5.1 事業主の行為準則

事業主は、法令、法令に基づいて厚生労働大臣が行う処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないものとされている。

また、事業主は、企業型年金の実施にかかる業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管又は使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で個人に関する情報を保管又は使用しなければならないものとされている。

### 3.5.2 事業主の禁止行為

事業主は、次の行為をしてはならないものとされている。

- ① 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること
- ② 企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして定める次のような行為
  - (a) 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運用関連業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を企業型年金加入者等に対して提示させること
  - (b) 運用関連業務を委託した運営管理機関に、企業型年金加入者等に対して、提示した運用方法のうち特定のものについて指図を行うことを勧めたり、また指図を行わないように勧めること
  - (c) 企業型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うことを勧めたり、また指図を行わないように勧めること
  - (d) 企業型年金加入者等に対して、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者に運用の指図を委託するように勧めること
  - (e) 企業型年金加入者等が自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関等を選択できる場合に、特定の運営管理機関等を選択するように勧めること
  - (f) 企業型年金加入者等が自己に係る運営管理業務を行うものとして、事業主と運営管理機関の中から選択できる場合

に、事業主が行う運営管理業務に関する事項であって、企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなるものについて故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げたりすること

- (g) 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと

また、運営関連業務を行う事業主は、次の行為をしてはならないものとされている。

- ① 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用方法を選択すること
- ② 企業型年金加入者等の保護に欠ける次のような行為
  - (a) 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関して、不実のことを告げたり、利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させる虞のある情報を提供し、運用の指図を行わせること
  - (b) 企業型年金加入者等に対し、提示したいずれかの運用の方法について、他の運用の方法と比較して、不実のこと又は誤解させる虞のあることを告げたり、表示したりすること
  - (c) 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項で、運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に真実を告げず、不実のこと又は誤解させる虞のあることを告げたり、表示したりすること
  - (d) 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと

### 3.5.3 資産管理機関の行為準則

資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならないものとされている。

## 3.6 個人型年金

### 3.6.1 個人型年金の開始

#### 3.6.1.1 個人型年金規約

国民年金基金連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。規約に定める事項は、次のとおりである。

- ① 国民年金基金連合会の名称及び所在地
- ② 国民年金基金連合会より委託を受けた運営管理機関（再委託を受けた機関を含む）の名称及び住所並びにその行う業務
- ③ 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（個人型年金加入者等）による運営管理機関の指定に関する事項
- ④ 個人型年金加入者が拠出する掛金（個人型年金加入者掛金）の額の決定又は変更の方法に関する事項
- ⑤ 中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が300人以下のものをいう。）が中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
- ⑥ 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項
- ⑦ 指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指定運用方法の提示に関する事項
- ⑧ 運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

- ⑨ 個人型年金の給付（自動移換者<sup>10</sup>に係る給付を含む）の額及びその支給の方法に関する事項
- ⑩ 個人型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項
- ⑪ その他次に掲げる事項
  - (ア) 個人型年金規約策定委員会に関する事項
  - (イ) 運営管理業務の委託契約に関する事項
  - (ウ) 資産管理事務の受託者の名称・住所・業務並びに委託契約に関する事項
  - (エ) 掛金の納付に関する事項
  - (オ) 中小事業主が中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあっては中小事業主掛金の納付に関する事項
  - (カ) 投資教育の内容
  - (キ) 脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に関する事項
  - (ク) 確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産を移換する場合にあっては個人別管理資産の移換に関する事項
  - (ケ) 事業年度及び公告に関する事項

厚生労働大臣は、規約が次の要件に適合すると認めた場合、承認をし、速やかに、その旨を国民年金基金連合会に通知する。国民年金基金連合会は、承認を受けたときは、承認を受けた規約（個人型年金規約）を公告する。

- ① 前記の事項が定められていること
- ② 提示される運用の方法の数又は種類について法令に反しないこと（企業型年金の規定が準用される）
- ③ 運用の指図は、少なくとも3月に1回、行い得るものであること
- ④ 給付の額の算定方法が基準に合致していること（企業型年金の基準が

---

<sup>10</sup> 自動移換者については、3.7.5を参照



準用される)

⑤ その他次に掲げる事項

- (ア) 運用の指図を行うことができる回数、運用方法の数及び種類、給付の額の算定方法及びその支給の方法、事務費の負担の方法が特定の者について不当に差別的でないこと
- (イ) 掛金は前納・追納ができないこと
- (ウ) 掛金の額は個人型掛金拠出単位期間につき 1 回に限り変更できること
- (エ) 中小事業主が中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること
  - ① 中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法が特定の者について不当に差別的でないこと
  - ② 中小事業主掛金は前納及び追納することができないこと
  - ③ 中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合を除き、個人型掛金拠出単位期間につき 1 回に限り変更することができること
- (オ) 指定運用方法を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること
  - ① 特定期間及び猶予期間は特定の者について不当に差別的でないこと
  - ② 運営管理機関があらかじめ国民年金基金連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を指定した理由を提出することとされていること
- (カ) 年金給付の支払期月が毎年一定時期であること
- (キ) 一時金は全額が一時に支給されるものであること
- (ク) 法令違反がないこと

規約の変更に関しても、軽微な変更を除いて同様の取扱いとなる。国民年金基金連合会は、少なくとも 5 年毎に個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは規約を変更しなければならない。

### 3.6.1.2 運営管理業務の委託

国民年金基金連合会は、運営管理業務を運営管理機関に委託しなければならない。運営管理業務の委託は、運営管理機関からの委託を受けた旨の申出に基づいて行う。国民年金基金連合会は、運営管理機関から申出があった場合は、欠格事項がある場合を除き、当該運営管理業務を委託しなければならない。

運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、これを拒絶してはならない。運営管理機関は、委託を受けた運営管理業務の一部を他の運営管理機関に再委託することができる。

また、国民年金基金連合会は以下の事務を他の者に委託することができる。

- ① 個人型確定拠出年金への加入申出の受理に関する事務
- ② 加入者及び運用指図者の届出事項の受理に関する事務
- ③ 積立金の管理に関する事務
- ④ 積立金の運用契約に係る預金通帳、有価証券等の保管に関する事務
- ⑤ その他次に掲げる事務
  - (ア) 掛金の収納又は還付に関する事務
  - (イ) 各運用方法に係る契約の相手方である金融機関との間で締結する契約に関する事務
  - (ウ) 給付の支給に関する事務
  - (エ) 資産管理機関、確定給付企業年金の資産管理運用機関等又は企

業年金連合会との間の個人別管理資産の移換に関する事務

(オ) 投資教育に関する事務

(カ) 省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務

(キ) 脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関する事務

ただし、加入者資格の確認及び拠出限度額の確認に関する事務は、委託することができない。

銀行その他の金融機関は、上記事務のうち積立金の管理・保管に関する事務以外は、受託することができる。

## 3.6.2 個人型年金加入者等

### 3.6.2.1 個人型年金加入者

次の者は、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる（個人型年金の受給者、個人型年金の受給者であったもの、および老齢基礎年金、老齢厚生年金、または特別支給の老齢厚生年金について繰り上げ請求により受給者となったものを除く）。

- ① 国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の者で国民年金の保険料免除者を除く）
- ② 厚生年金保険の被保険者（個人型年金に同時加入することを規定していない企業型年金の加入者を除く。）
- ③ 国民年金の第3号被保険者
- ④ 国民年金の任意加入被保険者

上記①～④の加入者はそれぞれ、「第1号加入者」、「第2号加入者」、「第3号加入者」、「第4号加入者」といわれる。

個人型年金加入者は、申出をした日に加入者の資格を取得する。また、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- ① 死亡したとき（翌日喪失）
- ② 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき
- ③ 個人型年金運用指図者となったとき
- ④ 国民年金保険料の保険料免除者となったとき（保険料を免除された月の初日に喪失）
- ⑤ 農業者年金の被保険者となったとき
- ⑥ 個人型年金同時加入制限者となったとき
- ⑦ 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき
- ⑧ 老齢基礎年金、老齢厚生年金、または特別支給の老齢厚生年金について繰り上げ請求により受給権を有する者となったとき

個人型年金加入者期間は月によるものとし、加入者の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までとする。加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の加入者期間を合算する。

なお、令和4年10月より厚生年金保険の被保険者のうち以下のいずれにも該当しない者は個人型年金に加入できる。

- ・企業型年金規約において、企業型掛金拠出単位期間を毎月ごとの拠出区分期間に区分する以外の方法で事業主掛金を拠出する旨定めている企業型年金の加入者
- ・企業型年金規約において、事業主掛金が各月の拠出限度額を超過して拠出する旨定めている企業型年金の加入者
- ・企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者

### 3.6.2.2 個人型年金運用指図者

前記の加入者の資格喪失事由（①と③を除く）に該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者は、個人型年金運用指図者となる。また、企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者は、国民年金基金連合会に申し出て個人型年金運用指図者となることができる。この場合、加入者の資格を喪失した日又は申出をした日に、それぞれ運用指図者の資格を取得する。個人型年金運用指図者は、次のいずれかに該当するに至った日の翌日に運用指図者の資格を喪失する。

- ① 死亡したとき
- ② 個人型年金に個人別管理資産がなくなったとき
- ③ 個人型年金加入者となったとき（当日に喪失）

個人型年金運用指図者期間の計算は、個人型年金加入者期間の例による。

### 3.6.2.3 確定拠出年金運営管理機関の指定等

個人型年金加入者等（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者）は、運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定・変更する。

個人型年金加入者等は、氏名及び住所その他の事項を国民年金基金連合会に届け出なければならない。国民年金基金連合会は、速やかに、届出事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う運営管理機関に通知する。

国民年金基金連合会は、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、その他の事項（性別、生年月日、基礎年金番号、国民年金の被保険者種別、国民年金基金加入員の該当の有無等）を記録し、保存しなければならない。

記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額、その他の事項（性別、生年月日、基礎年金番号、過去の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であったときの記録、拠出された各月毎の掛金、運用指図の内容、記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る運用の契約毎の持分に相当する額、給付の内容、支給方法及び支給実績、負担した事務費その他費用、個人別管理資産の移換に関する事項等）を記録し、保存しなければならない。

個人型年金加入者及び個人型年金加入者であった者は、国民年金基金連合会又は記録関連運営管理機関に対し、原簿若しくは帳簿の閲覧を請求又は照会することができる。

### 3.6.3 掛金

#### 3.6.3.1 個人型年金加入者掛金

個人型年金加入者は、政令に定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出する。掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定又は変更する。

「政令に定めるところにより」とは具体的には、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（第2号或いは第3号被保険者としての期間を含む）に限る）について、12月から翌11月まで（この間に加入者資格を取得した場合は取得月から起算し、加入者資格を喪失した場合は喪失月の前月までとする）を個人型掛金拠出単位期間として拠出するものとなる。また、個人型掛金拠出単位期間を区分した拠出区分期間毎（各月や半年毎等）に拠出することもできる。

個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額を超えてはならない。拠出限度額とは1年間に拠出することができる掛金の額の上限であり、加入者の種別（第1号加入者～第4号加入者）、確定給付型の年金制度（確定給付企業年金<sup>11</sup>、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金）の加入有無及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定められている。以下、確定給付型の年金制度の加入者を「他制度加入者」という。

（令和4年9月までの拠出限度額の取り扱い）

加入者の種別は拠出月の末日におけるものを適用し、拠出限度額は、第1号加入者または第4号加入者の場合は68,000円（年額816,000円）（国民年金の付加保険料及び国民年金基金の掛金との合算）、第2号加

---

<sup>11</sup> 存続厚生年金基金を含む。

入者であって他制度加入者以外は 23,000 円（年額 276,000 円）、第 2 号加入者であって他制度加入者は 12,000 円（年額 144,000 円）、第 2 号加入者であって他制度加入者でなく企業型年金の加入者である場合は 20,000 円（年額 240,000 円）、第 3 号加入者の場合は 23,000 円（年額 276,000 円）である。

拠出限度額は、個人型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）について、各拠出月の末日における加入者の種別等に応じて下記の月額を積み上げた額である。なお、拠出区分期間ごとの拠出限度額に使い残しがある場合、個人型掛金拠出単位期間内であれば繰り越すことができる。但し、国民年金保険料の未納期間における各月の拠出限度額は 0 円となる。

(令和 4 年 10 月から令和 6 年 11 月までの拠出限度額の取り扱い)

令和 4 年 10 月より、企業型年金加入者の個人型年金の加入要件が緩和され、企業型年金加入者の個人型年金の拠出限度額は企業型年金の拠出限度額のうち事業主掛金未拠出分の額に応じて設定される。

個人型年金の第 2 号加入者の拠出限度額は以下のとおりである。

- ・他の企業年金等の加入者でない者  
月額 23,000 円
- ・他制度加入者であり企業型年金の加入者でない者、第 2 号厚生年金被保険者、および第 3 号厚生年金被保険者  
月額 12,000 円
- ・他制度加入者かつ企業型年金加入者である者  
月額 12,000 円(企業型年金の事業主掛金が 15,500 円を上回る場合は、  
月額 27,500 円－企業型年金の事業主掛金)



- ・他制度加入者でなく、企業型年金の加入者である者  
月額 20,000 円(企業型年金の事業主掛金が 35,000 円を上回る場合は、  
月額 55,000 円－企業型年金の事業主掛金)

企業型年金に加入している期間については、拠出限度額は各月単位の管理となる。それ以外の期間について、拠出限度額は個人型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）について、各月の末日における上記の月額の拠出限度額を積み上げた額となり、拠出区分期間ごとの拠出限度額に使い残しがある場合、個人型掛金拠出単位期間内であれば繰り越すことができる。

(令和 6 年 12 月からの拠出限度額の取り扱い)

令和 6 年 12 月からは、他制度加入者の拠出限度額の基準が、他制度加入者以外と同額の月額 20,000 円に引き上げられる。また、確定給付型の年金制度の掛金水準（他制度掛金相当額または共済掛金等相当額）に応じて確定拠出年金の拠出限度額が設定される。個人型年金の第 2 号加入者の拠出限度額は以下のとおりである。

- ・他の企業年金等の加入者以外  
月額 23,000 円
- ・他の企業年金等の加入者  
月額 20,000 円（（※）の額が 35,000 円を上回る場合は、月額 55,000 円－（※）（下限 0 円））

(※)

- ・他制度加入者かつ企業型年金加入者  
他制度掛金相当額＋企業型年金の事業主掛金
- ・他制度加入者であり企業型年金加入者でない者  
他制度掛金相当額
- ・他制度加入者でなく企業型年金加入者である者  
企業型年金の事業主掛金
- ・第2号厚生年金被保険者、または第3号厚生年金被保険者  
共済掛金等相当額

他の企業年金等の加入者である期間については、拠出限度額は各月単位の管理となる。それ以外の期間について、拠出限度額は個人型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）について、各月の末日における上記の月額  
の拠出限度額を積み上げた額となり、拠出区分期間ごとの拠出限度額に  
使い残しがある場合、個人型掛金拠出単位期間内であれば繰り越すこと  
ができる。

### 3.6.3.2 個人型年金加入者掛金の納付

個人型年金加入者は、個人型掛金拠出単位期間（拠出区分期間）毎の掛金を国民年金基金連合会に納付する。第2号加入者は、掛金の納付を使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。この場合、事業主は正当な理由なくこれを拒否してはならない。国民年金基金連合会は、納付を受けたときは、各個人型年金加入者の掛金額を記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、前月分の掛金（退職月においては、前月分及び当月分の掛金）を給与か

ら控除することができる。この場合、事業主は個人型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、控除額を第 2 号加入者に通知しなければならない。

なお、企業年金を実施していない中小企業（従業員 300 人以下）に限り、個人型年金に加入する従業員の拠出に追加して中小事業主掛金の拠出が可能である。中小事業主掛金の要件等は次の通り。

- ① 中小事業主掛金の拠出に関して労使合意を得ること
- ② 個人型年金加入者が事業主を介して掛金を納付すること（個人払込の場合は不可）
- ③ 年間の個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額が、拠出限度額（年 27.6 万円）を越えないこと

### 3.6.4 個人型年金の終了と企業型年金に係る規定の準用

#### 3.6.4.1 個人型年金の終了

個人型年金は、国民年金基金連合会が解散するに至った日に終了する。終了に関し必要な事項は、政令で定めるとされているが、現在のところ、特段の定めはない。

#### 3.6.4.2 企業型年金に係る規定の準用

個人型年金では、企業型年金にかかる規定が準用されている。

企業型年金の運用に関する規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、給付に関する規定は個人型年金の給付について、事業主の行為準則および資料提供業務の委託の規定は国民年金基金連合会について準用する。この場合、事業主の責務は国民年金基金連合会の責務に読み替えられ、運用の指図、裁定、給付の支給における資産管理機関の役割は、国民年金基金連合会の役割となる。また、読み替え適用される国民年金基金連合会の行為準則に加えて、その他の行為準則として、以下の行為が禁止されている。

- ① 運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること
- ② 運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること
- ③ 個人型年金加入者等に特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めること
- ④ 個人型年金加入者等に運用の指図を第三者に委託することを勧めること

- ⑤ 個人型年金加入者等に運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること
- ⑥ 個人型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと

自動移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして給付に係る規定を適用する。ただし、自動移換者のままでは老齢給付及び障害給付の支給要件は適用されない。

### 3.6.5 その他の事項

#### 3.6.5.1 国民年金基金連合会の業務の特例

国民年金基金連合会は、国民年金法の規定による国民年金基金制度における中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うために、平成3年に設立された組織である。確定拠出年金法の施行に伴い、同法に規定する目的を達成するため、同法の規定による業務を行うことが規定された。

なお、国民年金基金連合会は、確定拠出年金法の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

また、平成29年1月1日より、国民年金基金連合会へは個人型確定拠出年金の周知・広報の強化のため、「個人型DCの啓発活動及び広報活動を行う事業」が業務として追加された。

さらに、平成29年1月1日より、国民年金基金制度の運営の改善等を図るため、国民年金基金の合併及び分割規定の整備、国基連の評議員の選任要件の変更、国基連の指導業務の法定化等の措置が講じられた。

#### 3.6.5.2 脱退一時金相当額等又は残余財産の移換

脱退一時金相当額等とは、確定給付企業年金の脱退一時金相当額又は企業年金連合会の規約で定める積立金をいう<sup>12</sup>。また、残余財産とは、終了した確定給付企業年金の残余財産をいう。国民年金基金連合会は、個人型確定拠出年金加入者等の申し出にもとづき、脱退一時金相当額等又は残余財産の移換を受けることができる。国民年金基金連合会が脱退一時金相当額等又は残余財産の移換を受けたときは、各個人型年金加入者

---

<sup>12</sup> 存続厚生年金基金に係る基金脱退一時金相当額を含む。

等が確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間等の期間は、通算加入者等期間に算入する。

### 3.6.5.3 個人型年金規約策定委員会

国民年金基金連合会には、個人型年金規約策定委員会（策定委員会）が置かれている。国民年金基金事業に係る事項は評議員会の議決を経なければならないが、個人型年金に係る規約の作成、変更に際しては、国民年金基金連合会は策定委員会の議決を経なければならない。具体的には、次に掲げる事項が該当する。

- ① 毎事業年度の予算
- ② 毎事業年度の事業報告及び決算
- ③ その他個人型年金規約で定める事項（監事が行う監査、策定委員会の運営ならびに財務及び会計に関する規程の制定・変更、規約の実施のために必要な個人型年金加入者等の権利義務に関する規程の制定・変更）

策定委員会は、委員 8 人及び国民年金基金連合会の理事長により組織され、委員のうちから互選によって選出された委員長が会務を総理する。委員は年金又は金融に関して優れた学識経験を有する者の中から厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任命することとされ、任期は 3 年である。

### 3.6.5.4 個人型年金についての事業主の協力等

厚生年金適用事業所の事業主は、使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。この場合、国は、事業主に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

## 3.7 個人別管理資産の移換

### 3.7.1 個人別管理資産

個人別管理資産とは、企業型年金加入者もしくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者もしくは個人型年金加入者であった者（以下、「加入者等」）に支給する給付に充てるべきものとして、1つの企業型年金又は個人型年金において積み立てられている年金資産をいう。

### 3.7.2 企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換

(1) 次に掲げる者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれに定める乙企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会は、その申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換する。

① 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者 乙企業型年金の資産管理機関

② 個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者 国民年金基金連合会

(2) 上記①に掲げる者（企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であって、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換する。



- (3) 企業型年金加入者の資格を喪失した日又は企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して6ヵ月が経過し、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、国民年金基金連合会は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換する。
- (4) 上記の(1)から(3)の場合、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、それぞれの規定により個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

### 3.7.3 個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換

- (1) 企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る）が国民年金基金連合会に対し、個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該申出と同時に個人型年金加入者となる旨若しくは個人型運用指図者となる旨の申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、当該企業型年金の資産管理機関は、その申出をした者の個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換する。
- (2) 上記(1)の規定によって、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換されたときは、国民年金基金連合会はその旨を個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

### 3.7.4 その他の者の個人別管理資産の移換

企業型年金の資産管理機関は、次の①又は②の場合の個人別管理資産を、国民年金基金連合会に移換する。これらの者は、「自動移換者」（法律上は「その他の者」ないし「連合会移換者」）といわれている。

- ① 企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に移換されなかったもの（企業型年金運用指図者を除く）
- ② 企業型年金が終了した日において企業型年金加入者等であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に移換されなかったもの

いずれの場合も、企業型年金の記録関連運営管理機関等は、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。また、個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないために通知できないときは、その個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された旨を公告しなければならない。

また、記録関連運営管理機関等は、①又は②に該当する者がいるときは、その者の氏名及び住所、移換した個人別管理資産額その他の事項を、国民年金基金連合会が運営管理業務を委託した運営管理機関（「特定運営管理機関」という）に通知する。

### 3.7.5 事業主への資産の返還

企業型年金加入者の資格を喪失した者に返還資産額がある場合は、移換されるべき個人管理資産は、その返還資産額を控除した額に相当する資産となる。

また、この場合、企業型年金の資産管理機関は、返還資産額に相当する金銭を事業主に返還することになる。

### 転職をした場合の取扱い（企業型年金の場合）

A 企業型年金 加入者	B 企業に転職 企業型年金 ○ 確定給付年金 ×又は○	B 企業型年金に加入申出	B 企業型年金加入者 (※B 企業型年金へ資産移換)
	B 企業に転職 企業型年金 × 確定給付年金 ×	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者
		国基連に申出（運用指図）	個人型年金運用指図者
		申出がないと自動移換	個人型年金の「その他の者」
B 企業に転職# 企業型年金 × 確定給付年金 ○	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者	
	国基連に申出（運用指図）	個人型年金運用指図者	
	申出がないと自動移換	個人型年金の「その他の者」	
自営業者・ 専業主婦	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者	
	国基連に申出（運用指図）	個人型年金運用指図者	
	申出がないと自動移換	個人型年金の「その他の者」	

(注1) ※の場合を除き、A 企業型年金で積み立てられた資産を個人型年金へ移換することになる。ただし、脱退一時金を受給できる場合がある。

(注2) #の場合、確定給付年金の規約に受換規定が定められている場合は確定給付年金への移換が可能（公務員も同様）。

### 転職をした場合の取扱い（個人型年金の場合）

個人型年金の 加入者 又は 運用指図者	B 企業に転職・就職 企業型年金 ○ 確定給付年金 ×又は○	B 企業型年金に加入申出	B 企業型年金加入者 (※B 企業型年金へ資産移換)
	B 企業に転職・就職 企業型年金 × 確定給付年金 ×	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者
		国基連に申出（運用指図）	個人型年金運用指図者
	B 企業に転職・就職# 企業型年金 × 確定給付年金 ○	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者
国基連に申出（運用指図）		個人型年金運用指図者	
自営業者・ 専業主婦	国基連に申出（加入）	個人型年金加入者	
	国基連に申出（運用指図）	個人型年金運用指図者	

(注1) ※の場合のみ資産を移換し、それ以外の場合は個人型年金に資産を残すこととなる。ただし、脱退一時金を受給できる場合がある。

(注2) #の場合、確定給付年金の規約に受換規定が定められている場合は確定給付年金への移換が可能（公務員も同様）。

## 3.8 運営管理機関

### 3.8.1 運営管理機関とは

主務大臣の登録を受け、確定拠出年金運営管理業を営む法人を、運営管理機関という。ここで確定拠出年金運営管理業とは、以下の業務（運営管理業務）の全部又は一部を行う事業である。

#### (1) 記録関連業務

- ① 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者ならびに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下、加入者等）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知
- ② 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知
- ③ 給付を受ける権利の裁定

ただし、国民年金基金連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認や限度額管理に係る業務を除く。

#### (2) 運用関連業務

確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示ならびに運用の方法に係る情報の提供

なお、運営管理機関間の競争を促し、加入者の利益を確保するため、企業型年金を実施する事業主は、運営管理業務を運営管理機関に委託する場合は、少なくとも5年ごとに運営管理機関が実施している運営管理業務について評価を行い、委託内容について検討を加え、必要に応じて委託内容の変更や運営管理機関の変更などを行うよう努める必要がある。

### 3.8.2 登録

確定拠出年金運営管理業は、主務大臣（厚生労働大臣及び内閣総理大臣、以下同じ）の登録を受けた法人でなければ営んではならない。銀行その他の金融機関（信用金庫、農業協同組合、信託会社、保険会社等）は、他の法律の規定にかかわらず、登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

運営管理機関の登録を受けようとする場合は、次の事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- ① 商号、名称及び住所
- ② 資本金額（出資の総額及び基金の総額を含む）
- ③ 役員の名
- ④ 営業所の名称及び所在地
- ⑤ 業務の種類及び方法
- ⑥ 他に事業を行っている場合はその事業の種類
- ⑦ 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、その役員の名ならびにその法人の商号又は名称及びその事業の種類

主務大臣は、登録の申請があつた場合、登録を拒否する場合を除き、当該法人を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録し、その旨を登録申請者に通知する。また、主務大臣は確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### 3.8.3 運営管理機関の登録の拒否

運営管理機関の登録を申請しようとする場合、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、あるいは登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録が拒否される。

- ① 法人でない者
- ② 運営管理機関の登録が取り消され、その取消の日から5年を経過していない法人
- ③ 確定拠出年金法、厚生年金保険法その他の法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終了又は刑の執行を受けることがなくなってから5年を経過していない法人
- ④ 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又はその事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人
- ⑤ その役員の中に、運営管理機関の登録の取消の日前30日以内にその取消しに係る運営管理機関の役員であった者でその取消の日から5年を経過していないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終了又は刑の執行を受けることがなくなってから5年を経過していない者、その他破産者で復権を得ていないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者等のある法人

### 3.8.4 業務

#### (1) 標識の掲示と名義貸しの禁止

運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令（厚生労働省令・内閣府令）で定められた様式の標識を掲示しなければならない。

また、運営管理機関は、自己の名義をもって、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませてはならない。

#### (2) 書類の閲覧

運営管理機関は、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じて、これを閲覧させなければならない。

#### (3) 加入者等の運用の指図に資する措置

運営管理機関は、事業主又は国民年金基金連合会の委託を受けて、資産の運用に関する基礎的な資料の提供、その他の必要な措置を行う事ができる。

#### (4) 業務の引継ぎ

運営管理機関は、次のいずれかに該当するときは、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を、その運営管理業務を承継する他の運営管理機関に引継がなければならない。

- ① 運営管理契約の変更又は解除があったとき
- ② 個人型年金加入者等が運営管理業務を行う運営管理機関を変更したとき
- ③ 運営管理機関が廃業等により登録の効力を失ったとき
- ④ 運営管理機関の登録が取り消されたとき



### 3.8.5 行為準則

- (1) 運営管理機関は、法令、法令に基づいて行う主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。また、運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金に係る業務に関して、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管又は使用する場合は、その業務の遂行に必要な範囲内で個人に関する情報を保管及び使用しなければならない。
- (2) 運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - ① 運営管理契約を締結する際に、その相手方に対して加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること
  - ② 運営管理契約を締結する際に、その相手方に対して加入者等又はその相手方に特別の利益を提供することを約すること
  - ③ 運用関連業務に関して生じた加入者等の損失の全部又は一部を補てんするために、あるいはその業務に関して生じた加入者等の利益に追加するために、その加入者等又は第三者に対して財産上の利益を提供、あるいは第三者に提供させること
  - ④ 運営管理契約の締結について勧誘等する際に、又はその解除を妨げるため、次のような運営管理業務に関する事項で運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を告げず、不実のことを告げること
    - (a) 委託又は再委託を受けることができる運営管理業務の種類及び内容
    - (b) 再委託しようとする運営管理機関の名称及び住所なら

びに再委託しようとする運営管理業務の内容

(c) 業務の状況（再委託しようとする運営管理機関の業務の状況を含む）

(d) 法の規定による運営管理業務に係る処分の有無（運営管理業務に係る処分を受けたことがある場合にあっては、その処分の内容も含む）

⑤ 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用方法を加入者等に対して提示すること

⑥ 加入者等に対して、提示した運用方法のうち特定のものについて指図を行うこと、あるいは指図を行わないことを勧めること

⑦ 上記のほか、次にあげるような加入者等の保護に欠けたり、確定拠出年金運営管理業の公正を害したり、確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのある行為

(a) 運用方法に係る商品の販売、その代理、媒介又はそれらの勧誘に係る事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く）が、運用関連業務に係る事務を併せて行うこと

(b) 加入者等に対し、年金制度に関する事項であって、不実のこと又は誤解されるおそれがあることを告げたり、表示したりすること

(c) 加入者等に対し、提示した運用方法に関して、不実のことを告げ、もしくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供して、運用の指図を行わせること

(d) 加入者等に対し、提示したいずれかの運用方法について他の運用方法と比較して不実のこと又は誤解させるおそ

れのあることを告げたり、表示したりすること

- (e) 加入者等に対し、提示した運用方法に関する事項で運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を告げなかったり、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げたり、表示したりすること（(c)、(d)に該当する者を除く）
- (f) 運営管理契約の締結について勧誘する際、又はその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げたりすること
- (g) 加入者等が運営管理機関（運営管理業務を行う事業主を含む）を選択できる場合において、その選択について加入者等を勧誘する際に、又は選択した運営管理機関の変更を妨げるため、その加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げたりすること
- (h) 運営管理機関の指定又は指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘する際に、又は運営管理機関の指定の変更を妨げるため、個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げたりすること
- (i) 加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと

### 3.8.6 監督

(1) 運営管理機関は、その業務に関する帳簿書類を作成し、保管しなければならない。帳簿書類の主なものは以下のとおり。

#### ① 記録関連業務に関する帳簿書類

- (a) 企業型年金加入者等原簿又は個人型年金加入者等原簿の閲覧の請求又は照会により回答した書面
- (b) 資産管理機関又は国民年金基金連合会に通知した運用の指図の内容を記録した書面
- (c) 給付を受ける権利の裁定に関して資産管理機関又は国民年金基金連合会に通知した内容を記録した書面
- (d) 個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面
- (e) 確定給付企業年金<sup>13</sup>や企業年金連合会から脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

#### ② 運用関連業務に関する帳簿書類

- (a) 加入者等に提示した運用方法の内容及び加入者等に提示した運用方法を選定した理由を記録した書面
- (b) 加入者等に提示した運用方法に係る情報の提供の内容を記録した書面
- (c) 運用方法の除外を行った場合、その除外した運用方法を選択して運用の指図を行っていた加入者等の同意を得たことについての書面

運営管理機関は、これらの帳簿書類を加入者等ごとに作成して、加入者等の資格喪失の日又は他の運営管理機関に引き渡した日等か

---

<sup>13</sup> 存続厚生年金基金を含む。

ら起算して少なくとも5年間は保存しなければならない。

- (2) 運営管理機関は、その業務についての報告書を営業年度ごとに作成し、毎営業年度終了後3ヶ月以内に、主務大臣に提出しなければならない。
- (3) 主務大臣は、運営管理機関に対して、その業務の状況に関する報告を徴収し、又は実地検査等することができる。
- (4) 主務大臣は、運営管理機関の業務の運営に関して、加入者等の利益を害する事実があると認められるときは、加入者等の保護のために必要な限度において、運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更、その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (5) 主務大臣は、運営管理機関が違法行為により刑を受けることとなったり、不正の手段によって登録を受けたり、法令・命令・処分に違反したり、確定拠出年金運営管理業の継続が困難となったときなどは、6ヶ月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部又は一部の停止を命じ、又は、運営管理機関の登録を取り消すことができる。

### 3.8.7 企業年金基金及び国民年金基金の業務の特例等

#### (1) 企業年金基金<sup>14</sup>及び国民年金基金業務の特例

企業年金基金及び国民年金基金は、運営管理機関となることができる。この場合、存続厚生年金基金及び企業年金基金、国民年金基金は、運営管理機関としての業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

---

<sup>14</sup> 存続厚生年金基金を含む。以下、この項に同じ。